

## 伊達市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

### 1 「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）関係」に係る無料で行っている審査業務の概要

伊達市は平成 18 年度より、北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき、都市計画法の開発許可等の権限委譲を受け、宅地分譲などの開発許可の事務を行っています。

権限委譲を受けた事務には、開発許可や建築許可を要さないことを証明する事務があります。

- 【例】○公益上必要な建築行為（コミュニティーセンター、電気事業者の設置する変電所・送電施設など）
- 市街化調整区域で第一次産業を営む者の居住の用に供する建築行為
  - 第一次産業の業を営む上で必要な倉庫・加工場等の建築行為
  - 伊達市が線引きを行った、昭和 45 年 12 月 28 日以前に、現市街化調整区域内に建築された建築物を同一用途・同敷地内で 1.5 倍以内の延床面積で改築する場合

この証明は、都市計画法施行規則第 60 条に基づく都市計画法適合証というもので、建築確認申請の際に必要な書類として添付する必要がありますが、現在は申請者の求めに応じて、無料で交付しています。

### 2 北海道の各自治体における都市計画法適合証の交付手数料の徴収状況

平成 20 年に北海道が都市計画法適合証の交付手数料を有料化して以降、道内の各都市計画圏において札幌圏では江別市、千歳恵庭圏では恵庭市、函館圏では七飯町、旭川圏では東神楽町、北見圏では北見市、室蘭圏では登別市、その他 12 の自治体で有料化を実施しています。

平成 28 年に北海道の手数料の改定が行われたことから、伊達市においても全道的な動向等を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、交付手数料の有料化を検討いたしました。

### 3 手数料算出根拠

旧建設省の通知及び、北海道の算出根拠（地方交付税職員統一単価×時間数＋需要費）から 4,660 円と算出しました。

### 4 伊達市手数料条例の一部を改正する条例（案）

伊達市手数料条例の一部を改正し、受益者負担の適正化を図るため、都市計画法適合証の交付手数料を定めることに伴い、所要の条例改正を行い、都市計画法関係の手数料の規定に、「都市計画法適合証交付手数料」を 1 件 4,660 円として加えます。

## 5 今後のスケジュール（予定）

新たに手数料を徴するには、伊達市手数料条例の一部を改正し、明記する必要があります。改正の手續きに当たっては、パブリックコメントの実施や議会での議決が必要となり、下記のスケジュールを予定しています。

年 月 日	項 目	適 用
平成 29 年 12 月末	市民参加の周知	1 月広報
平成 30 年 1 月 10 日～ 2 月 8 日	市民参加の実施	パブリックコメント
平成 30 年 2 月下旬	市議会へ条例改正案提出	
平成 30 年 4 月 1 日	改正条例の施行（予定）	